

川崎区における市民館機能のあり方について（案）～再編整備の方向性～ に対する意見募集の結果について

1 概要

「川崎区における市民館機能のあり方について（案）～再編整備の方向性～」につきまして、平成29年11月24日（金）から平成29年12月25日（月）まで、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、9通（意見総数30件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎区における市民館機能のあり方について（案）～再編整備の方向性～
意見の募集期間	平成29年11月24日（金）～平成29年12月25日（月）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12月1日号）への掲載 ・ 本市ホームページへの掲載 ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）に資料設置 ・ 各区役所（市政資料コーナー）に資料設置 ・ 川崎市立図書館（分館を除く）に資料設置 ・ 教育委員会事務局生涯学習推進課に資料設置
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市ホームページに掲載 ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）に資料設置 ・ 各区役所（市政資料コーナー）に資料設置 ・ 川崎市立図書館（分館除く）に資料設置 ・ 教育委員会事務局生涯学習推進課に資料設置

3 結果の概要

意見の提出数（意見件数）		9通（30件）
内 訳	電子メール	1通（2件）
	ファックス	6通（26件）
	郵送	0通（0件）
	持参	2通（2件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきまして、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、来年度に予定している「（仮称）川崎市民館に係る基本構想」を策定する上で参考とさせていただく意見がありました。これらの御意見は、今後、取組みを進めていく上で参考とさせていただき、「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」については、当初案のとおり決定いたします。

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組みを推進するもの
- C：今後、策定する基本構想の検討の中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 移転・施設に関すること	0	1	4	7	0	12
(2) 社会教育事業に関すること	0	0	0	1	0	1
(3) 今後の検討方法に関すること	0	1	2	0	0	3
(4) その他	0	0	0	0	14	14
合計	0	2	6	8	14	30

※ 以下の「具体的な御意見の内容と市の考え方」について、いただいた御意見の意見要旨において同様の意見を集約することにより、全25件にまとめ、これに対する本市の考え方を示したものです。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 移転・施設に関すること（意見数：12件）

No	意見要旨	考え方	区分
1	教育文化会館及び県立川崎図書館の跡地にグラウンド・市民館・図書館の複合施設をつくってはどうか。 (同趣旨 他1件)	富士見周辺地区では、公園本来の緑地や広場が少なく、総合公園としての機能回復が必要であるとともに、富士見中学校の教育環境の向上の必要性がより一層高まっている状況であると考えています。その為、当該敷地は富士見公園の顔となる場所であることを踏まえ、広く市民利用が可能なオープンスペース機能など多様な活用が可能な市民利用施設と中学校グラウンド機能の両立を検討していきます。 また、県立川崎図書館については、KSPへの移転が決定していますが、市民が利用しやすい図書館となるよう、引き続き、県の動向等を注視しながら対応していきます。	D
2	労働会館内に市民館機能が移転すると、市民の活動の場が少なくなり、市民サービスの低下となるので、他の方法を考えてほしい。	再編整備にあたっては、教育文化会館や労働会館の現在の利用状況等を勘案し、川崎区の市民館に必要な会議室や教養室を設置したいと考えていますが、具体的には、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。 再編整備の方法については、改築時の仮施設設置の必要がなく継続的な市民利用が可能となること、富士見中学校の教育環境の向上に関する検討が可能となること等の点から、現位置での改築ではなく既存施設への移転により取組を進めます。	D
3	教育文化会館の跡地が富士見中学校のグラウンドになることは賛成である。	教育文化会館及び県立川崎図書館敷地については、「富士見の顔」に相応しい活用となる様、広く市民利用が可能なオープンスペース機能など多様な活用が可能な市民利用施設と中学校グラウンド機能の両立を検討していきます。	B

4	<p>市民が気軽に使える会議室が不足している。市民館・分館も使用料が高い。 (同趣旨 他2件)</p>	<p>本市では、既存の市民館、図書館、分館を拠点にするとともに、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するなど、市民の生涯学習の場の確保に努めています。今後も市民の主体的な学びや活動を支援するとともに、生涯学習の場の確保に努めていきます。</p> <p>施設の利用料金については、受益者負担の原則により、その費用の一部を「使用料・手数料の設定基準」に基づき利用者に負担していただいています。</p>	D
5	<p>教育文化会館がなくなると、川崎区に料理教室を実施する場所が無くなるため、料理室を無くさないでほしい。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>川崎区における市民館機能について、他区の市民館で設置している会議室・諸室は、同様に必要であると考えていますが、具体的には、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。</p>	C
6	<p>研修を実施するため、(仮称)川崎市民館に300名規模の会議室を設置してほしい。もし難しいなら、第4庁舎に300名規模の会議室設置の検討をお願いしたい。</p>	<p>労働会館への移転を検討する上で、300名規模の会議室は設置が難しいものの、300名規模のスペースが社会教育振興事業等で必要な場合、労働会館ホールの利用等も見込めると考えていますが、具体的には、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。</p> <p>また、市民館機能を第4庁舎に置くことについては、周辺地域の特性から教育施設を設置する環境として適切とは言い難く、また法令等の規制が周辺に及ぶことから、困難と考えています。</p>	D
7	<p>教育文化会館の大会議室のように、音出し等ができる部屋が必要である。</p>	<p>川崎区における市民館機能について、他区の市民館で設置する会議室・諸室は、同様に必要であると考えていますが、具体的には、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。</p>	C
8	<p>労働会館の交流室の機能が縮小されると、外の団体との競合が考えられるため、今後、多くの団体が利用できるよう「交流室の利用確保」の検討をしてほしい。</p>	<p>労働会館の交流室については、労働会館の設置目的にもあります「いこい」「語らい」の場として、労働団体等の懇親を目的として御利用いただいていると認識しています。</p> <p>市民館及び労働会館の個々の諸室については、様々な用途としての利用が考えられるため、利用者目線に立った柔軟な利用が可能となるよう、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。</p>	C

(2) 社会教育事業に関すること（意見数：1件）

No	意見要旨	考え方	区分
9	市民館機能を豊かに育む方向性を示すべきである。単なる会議室の利用ではなく、社会教育主事など専門職員の介在等に触れていないことに危惧を覚える。理念を語っていただきたい。	市民館では、社会教育・生涯学習の拠点として、市民の学習や活動の支援、団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくり等を行うとともに、市民の力とまちづくり力の向上及び市民の教養の向上を図るため、様々な事業を実施しています。また、職員については、社会教育主事研修など各種研修等により、必要な専門性の確保に努めています。	D

(3) 今後の検討方法に関すること（意見数：3件）

No	意見要旨	考え方	区分
10	労働会館の一部に移転するにしても、市民ニーズの充足不足とならないよう検討してほしい。	教育文化会館や労働会館の現在の利用状況を勘案し、再編整備する川崎区の市民館に必要な会議室や教養室を設置したいと考えていますが、具体的には、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。	C
11	市民館を労働会館に移転させると学習室が減るので、配慮が必要であるとともに、労働会館の既存諸室の活用の仕方についても検討が必要である。	市民館機能については、既存施設である労働会館への移転を基本に検討を進めていきますが、教育文化会館や労働会館の現在の利用状況を勘案し、再編整備する川崎区の市民館に必要な会議室や教養室を設置したいと考えています。また、労働会館については、労働者の学習の場等として使用されていますが、移転後の市民館諸室との相互利用の可能性や既存諸室の活用の仕方も含め、利用者目線に立った柔軟な利用が可能となるよう、平成30年度に実施を予定している、利用者等の参加による「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」の策定の中で検討していきます。	C
12	今後の市民参加のプロセスはどうなっているのか。市民の意見を丁寧に聞いてほしい。	川崎区における市民館機能の再編整備の方向性及び移転先が決定した後、平成30年度に、利用者等の参加によるワークショップ等を実施し、「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」を策定していきます。	B

(4) その他（意見数：14件）

No	意見要旨	考え方	区分
13	富士見周辺地区にプールがなくなり、子どもたちが気軽に楽しめる所が無くなり困っている。夏はプールとして、他の季節も楽しめるスポーツ施設をつくってほしい。 (同趣旨 他1件)	プールの整備については、「富士見周辺地区整備実施計画」において、公園北側地区の屋外施設として再編することとしていますが、利用期間やシーズン以外での有効活用、管理運営の経費などの課題があります。今後、富士見公園の将来像である『緑、活気、憩い、ふれあいのある、都会のオアシス・富士見公園』の実現に向け、取組を進めていきます。	E
14	文化・教育を主体とした施設の周囲に競輪場があるのは、児童生徒の健全育成からも好ましくない。	川崎競輪場は、市民に親しまれる公園空間を可能な限り創出するため、現位置でのコンパクト化と競輪場施設の多目的な市民利用等を進めており、公園と一体感の感じられる空間づくりを目指すことなどにより、文化・教育施設を含む周辺への影響を低減させ、周辺地区の価値向上に向けた取組を進めていきます。	E
15	川崎市は室料が高い。労働会館やカルッツかわさきは市民に利用しやすい料金にしてほしいという声が多い。	公の施設の使用料については、「使用料・手数料の設定基準」等に基づき、各施設の性格や提供しているサービスの内容に応じて設定しているところです。 引き続き適正な使用料の設定に努めていきます。	E
16	さいか屋の跡地に、子育て支援センターとシルバーセンターをつくってほしい。	地域子育て支援センターについては、現在53か所に設置をしており、今後の計画においても、現時点では増設する方向性は考えていません。 老人いこいの家は、中学校区ごとの整備を基本としており、川崎区についてはおおむね充足していると考えています。	E
17	川崎区は海が近いので、こども文化センターや老人いこいの家を建替える時は、災害時に使えるよう3階建て以上とし、コミュニティセンターとして使える施設にしてほしい。	両施設の建替えなど、新たな整備が必要となる際には、地域の方々の意見やニーズを伺いながら整備していきたいと考えています。	E
18	川崎市の空き地を利用し、コミュニティの場をつくり、市民のいこいの場を増やしてほしい。	本市では、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの市民の様々な活動を支援することを目的に、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を進めています。 市立小・中学校のほぼ全校で校庭・体育館を開放しているほか、音楽室など特別教室の開放などを行っている学校もあります。今後も、身近な場所で住民が集い、活動するコミュニティの場として、学校施設の有効活用を進めていきます。	E

19	川崎区役所の今後の展望を明示してほしい。	<p>川崎区役所庁舎については、平成29年度内の改定に向けて取組を進めている「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」において、富士見周辺地区整備実施計画策定後の状況変化を踏まえ、関連計画との整合を図りながら、移転・整備計画の事業化を見直し、今後、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」を進める中で、川崎区役所の執務スペースの拡充が必要となる場合には、民間ビルも含めた既存施設の活用について検討することとしています。</p> <p>なお、現在の川崎区役所庁舎は、民間ビルを区分所有しています（一部賃貸床あり）。</p> <p>また、本市では、かわさき資産マネジメントカルテにおいて、庁舎等建築物の目標活用年数を60年以上としていることから、庁舎の経過年数に応じて整備内容を検討し、対応することとしています。川崎区役所庁舎は、平成2年10月に建築後、約27年経過しており、今後も建物の劣化状況を把握し、長寿命化を基本とした取組を推進していきます。</p>	E
20	給食費を無料にしてほしい。	<p>学校給食費については、学校給食法等に基づき食材費のみを保護者負担とし、その他の経費は公費で負担しています。このことから、学校給食費の無償化は検討していませんが、経済的な理由で支払いが困難な御家庭には、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう周知に努めていきます。</p>	E
21	県立川崎図書館の代替え機能等を川崎区に残してほしい。	<p>川崎区には、市立川崎図書館のほか、大師と田島に図書館分館を設置しており、蔵書数についても他区と比べて平均的であることから、今後新たな市立図書館を設置する計画はありません。</p> <p>県立図書館が持つ広域性や専門性は広域行政の役割だと認識していますので、今後も県と市の役割分担を意識しながら取り組んでいきます。</p>	E
22	県立川崎図書館について、KSP移転で終わりとは考えていないが、市は現在の構想が市民にとってプラスなのかマイナスなのか、どのように評価しているのか。	<p>県立川崎図書館については、これまで「県の予算編成に対する要望」等の機会を捉えながら、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続について要望しており、KSPへの移転は要望に則したものと考えています。</p>	E

23	<p>労働会館の労働資料室の資料の活かし方を示し、市立図書館の計画において労働資料室の位置づけを議論してほしい。県立川崎図書館の労働関係資料との関係からも、県立川崎図書館と市立図書館の今後のありようを議論してほしい。</p>	<p>労働資料室は、労働に関する図書をはじめ、雑誌、新聞、機関誌（紙）、各調査資料などを幅広く揃えた施設で、図書資料については自由に閲覧でき、一部を除き貸出しを可能とすることで、調べ物や学習の場として活用していただいています。</p> <p>現在、市立図書館及び労働資料室の各ホームページにおいて、双方の施設を掲載するなどの関係強化に努めており、引き続き連携を図っていきます。</p> <p>また、県立川崎図書館と市立図書館については、相互連携による講演会や展示の事業をより充実させていきます。</p>	E
24	<p>県立川崎図書館はK S Pに移転し、企業サービスのための「ものづくり」に限定した図書館に変質しはじめている。川崎市として、市民の学びを確保する為「やさしい科学コーナー」の継続を主張すべきである。外部倉庫に保存される資料も川崎においてこそ生きると考えられる。保存スペースの構想についても危惧しており、県に検証をせまるべきである。</p>	<p>県立川崎図書館については、県有施設であるため、そのあり方については、県全体の施設として県が主体的に判断していくものと考えていますが、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続のほか、これまでの特色ある取組や専門性を活かした取組の継続についても、機会を捉え、要望として県に伝えています。</p> <p>県は、県立川崎図書館の移転に伴う蔵書の管理について、外部保管する蔵書も含め、県立川崎図書館の蔵書として一体的に管理していくとしていますが、利用者の利便性が低下することのないよう、引き続き、県の動向等を注視しながら対応していきます。</p>	E
25	<p>県立川崎図書館の移転については、市民の声を聴き、ニーズに応えることが大事である。県に追従するばかりで、市の積極的な姿勢が欠如している。今後は、県立図書館の将来構想に対して信念のある取組を期待する。</p>	<p>県立川崎図書館については、県有施設であるため、そのあり方については、県が、県全体の施設として主体的に判断していくものと考えていますが、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続のほか、これまでの特色ある取組や専門性を活かした取組の継続についても、機会を捉え、要望として県に伝えています。</p>	E